

令和7年度に見直した校則

頭髪

- ・整髪料は、身だしなみを整えるための最小限の使用に限る。髪を固める、立てる、前髪を束状にするなど、スタイリングを目的とした使用、学校内の持ち込みは禁止する。 → 表記の変更

※生徒手帳から生徒カードへ変更

その他、校則に関して大きな見直し、変更はなし